

古平町 子どもハートふる プラン

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画

〔令和7年度～令和11年度〕



令和7年3月

古 平 町

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
第2章 子どもと家庭等を取り巻く状況	3
1 古平町の人口・世帯の状況	3
(1) 人口動態	3
(2) 世帯の動向	5
2 結婚や就業の状況	7
(1) 平均初婚年齢	7
(2) 第1子出生時の母親の平均年齢	7
(3) 女性の就業状況	8
3 子育て環境	9
(1) 子どもの教育・保育環境	9
(2) 児童生徒の状況	12
(3) 子育て支援サービス	12
(4) 子ども・子育てをめぐる問題の動向	15
(5) 母子保健事業	16
4 アンケート調査からの課題	18
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	19
2 基本的視点	20
(1) 子どもの視点	20
(2) 親の視点	20

(3) 社会全体による支援の視点	20
3 基本目標	21
(1) 地域における子育て支援	21
(2) 母親と子どもの健康の確保及び増進	21
(3) 子どもの健やかな成長を育む教育環境の整備	21
(4) 子ども等の安全の確保	21
(5) 支援を必要とする児童等への取組の推進	21
第4章 事業計画	22
1 子ども・子育て支援サービスの全体像	22
(1) 子どものための教育・保育給付について	23
2 教育・保育提供区域の設定	24
3 教育・保育の量の見込みと提供体制	24
(1) 推計人口	24
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制	26
(1) 利用者支援事業	26
(2) 地域子育て支援拠点事業	27
(3) 妊婦健康診査	27
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	28
(5) 養育支援訪問事業	28
(6) 子育て短期支援事業	29
(7) ファミリー・サポート・センター事業	30
(8) 一時預かり事業	31
(9) 延長保育事業（時間外保育事業）	32
(10) 病児保育事業	33
(11) 放課後児童クラブ（こどもホーム）	34
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	35
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	35
(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規）	35
(15) 児童育成支援拠点事業（新規）	36
(16) 親子関係形成支援事業（新規）	36
(17) 妊婦等包括相談支援事業（新規）	36
(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）	37
(19) 産後ケア事業（新規）	37

第5章 計画推進のために	38
1 進行管理・評価	38
2 関係機関との連携.....	38
資料編	39
1 子ども・子育て支援ニーズ調査	39
(1) 調査の概要.....	39
(2) アンケート結果と課題	40



第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨

我が国では、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）等に基づく「子ども・子育て支援新制度」が2015（平成27）年4月に施行され、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

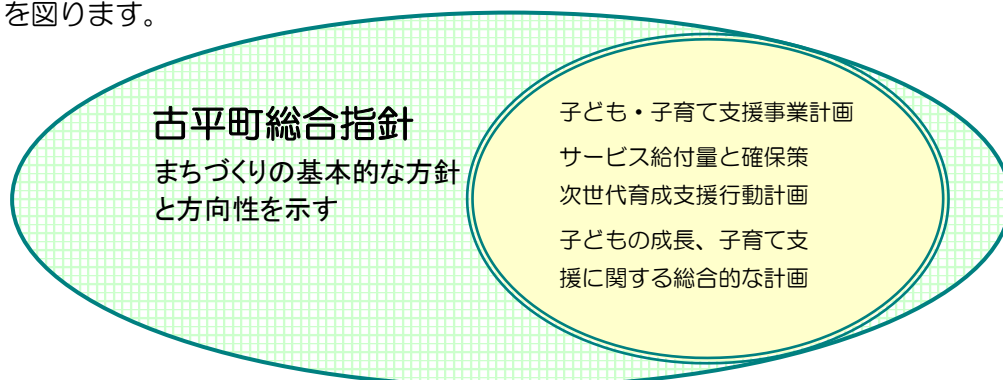
また、令和5年4月には、「こども基本法」が施行され、こども施策を総合的に推進するための「こども大綱」が令和5年12月22日に策定されました。

本町では、2015（平成27）年度に「古平町子ども・子育て支援計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、2020（令和元2）年度に「第2期古平町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定しました。令和6年度に第2期計画が満了となることから、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取り組みを計画的に推進していくため、「第3期古平町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、さらなる子育て環境の整備を図ることを目指します。

2 計画の位置付け

「子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、策定されるものです。

また、町における本計画の位置付けは、古平町総合指針の個別計画であり、関連する町の保健・医療・高齢者・介護・障がい者・教育分野の計画及び方針との整合を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画の策定体制

本計画の策定に当たり、本町の子ども・子育てに関する様々な基礎的データを収集するために、令和6年5月に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童・小学生）」を行い、本計画策定の資料としました。



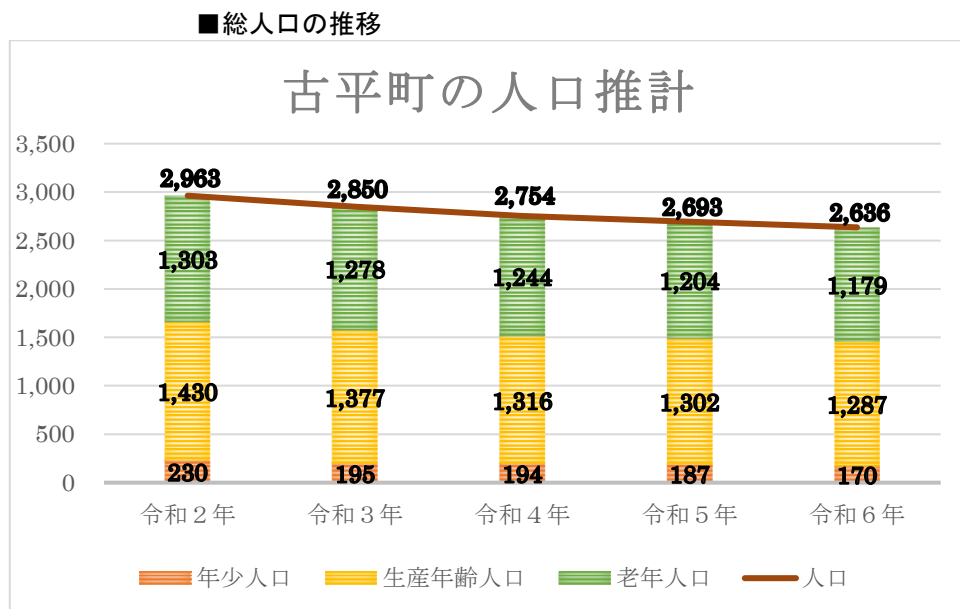
第2章 子どもと家庭等を取り巻く状況

1 古平町の人口・世帯の状況

(1) 人口動態

1) 総人口の推移

総人口は年々減少を続け、令和6年4月1日現在の本町の人口は2,636人です。



2) 年齢3区分別人口比率の比較

本町の年少人口及び生産年齢人口は、北海道・全国と比べ大きく下回っており、老年人口については大きく上回っている状況となっています。

■人口割合の比較（令和6年度）

	古平町	全国	北海道
年少人口（15歳未満）比率	6.5	11.5	10.1
生産年齢人口（15～64歳）比率	48.8	59.7	57.7
老年人口（65歳以上）比率	44.7	28.8	32.8

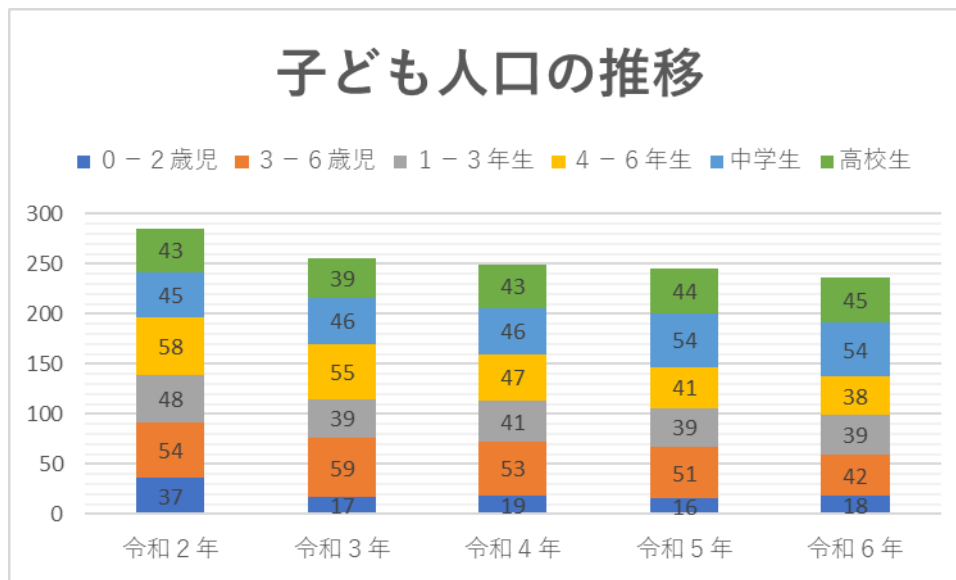
資料：古平町住民基本台帳

全国・北海道/住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

3) 子どもの人口

本町の18歳未満の子ども人口は減少傾向にあります。

■こども人口の推移



4) 出生数等の推移

本町の出生数は、一時的に増加はしたものの減少傾向にあります。婚姻件数については増加しています。

■出生数等の推移

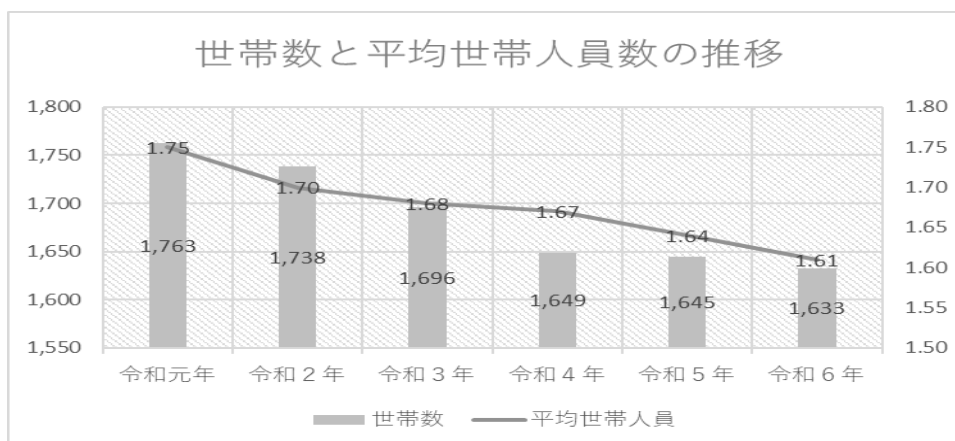
区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	13	9	2	7	5
婚姻件数	4	5	6	3	10
離婚件数	3	3	1	1	2

(2) 世帯の動向

1) 世帯数と平均世帯人員の推移

本町の世帯数及び世帯当たり平均人員は減少傾向です。

■世帯数と平均世帯人員の推移



2) 子どものいる世帯の世帯類型

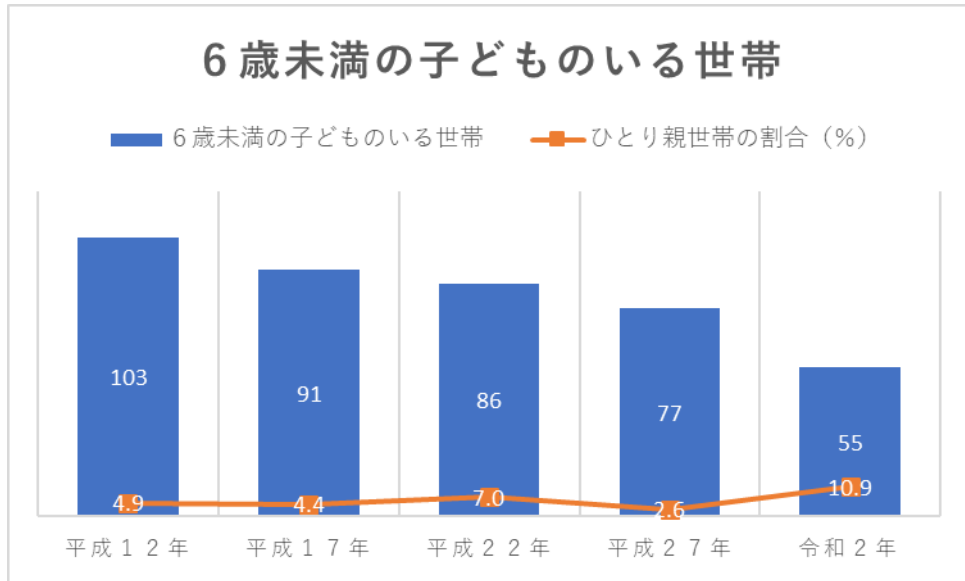
子どものいる世帯の数は、一般世帯に対する割合とともに減少傾向にあります。その中で、核家族世帯割合も減少し、核家族世帯のひとり親世帯割合も減少傾向にあります。

■世帯タイプの推移

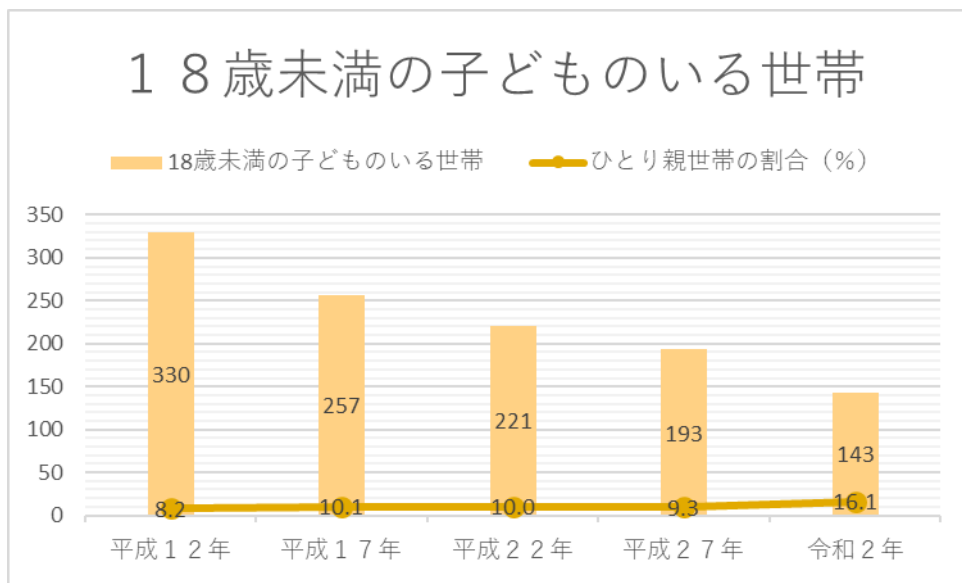
〔単位:世帯 (%)〕

区 分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数（親族世帯）（A）	1,125	1,036	880	721
6歳未満の子どもがいる世帯（B）	91	86	77	55
B/A(%)	8.1	8.3	8.75	7.63
核家族世帯（a）	65	71	53	45
a/B(%)	71.4	82.6	68.8	81.8
ひとり親世帯（c）	4	6	2	6
c/B(%)	4.4	7.0	2.6	10.9
その他家族世帯（b）	26	15	24	10
b/B(%)	28.6	17.4	31.2	18.2
18歳未満の子どもがいる世帯（C）	257	221	193	143
C/A(%)	22.8	21.3	21.9	19.8
核家族世帯（d）	185	161	139	108
d/C(%)	72.0	72.9	72.0	75.5
ひとり親世帯（f）	26	22	18	23
f/C(%)	10.1	10.0	9.3	16.1
その他家族世帯（e）	72	60	54	35
e/C(%)	28.0	27.1	28.0	24.5

■6歳未満の子どものいる世帯等の推移



■18歳未満の子どものいる世帯等の推移



※ひとり親世帯割合: 18歳未満の子どものいる世帯に対する割合

■国勢調査における世帯の種類の分類

世 帯	一般世帯	A: 親族世帯	I: 核家族世帯
		B: 非親族世帯	II: その他の親族世帯
		C: 単独世帯	
	施設等の世帯		

2 結婚や就業の状況

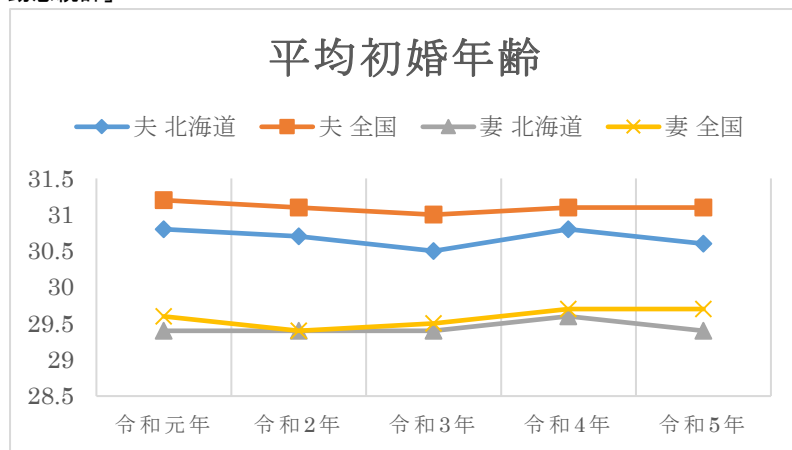
(1) 平均初婚年齢

北海道の平均初婚年齢は、全国より若干低い傾向ですが、夫、妻ともに横ばい傾向となっています。

■平均初婚年齢の推移

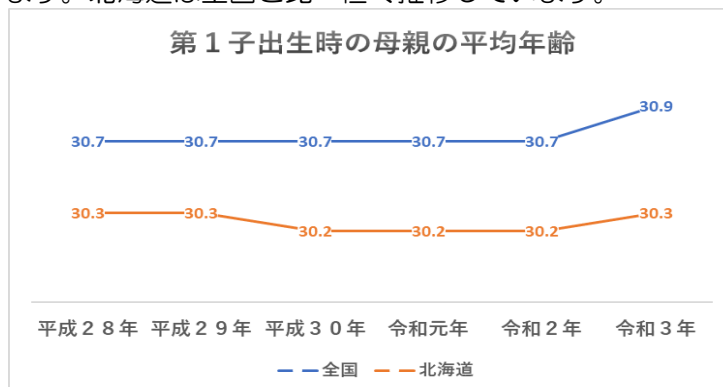
区 分	夫		妻	
	北海道	全国	北海道	全国
令和元年	30.8 歳	31.2 歳	29.4 歳	29.6 歳
令和 2 年	30.7 歳	31.0 歳	29.4 歳	29.4 歳
令和 3 年	30.5 歳	31.0 歳	29.4 歳	29.5 歳
令和 4 年	30.8 歳	31.1 歳	29.6 歳	29.7 歳
令和 5 年	30.6 歳	31.1 歳	29.4 歳	29.7 歳

資料：厚生労働省「人口動態統計」



(2) 第1子出生時の母親の平均年齢

第1子出生時の母親の平均年齢は、北海道、全国ともに横ばいで、全国平均では30歳を超えております。北海道は全国と比べ低く推移しています。

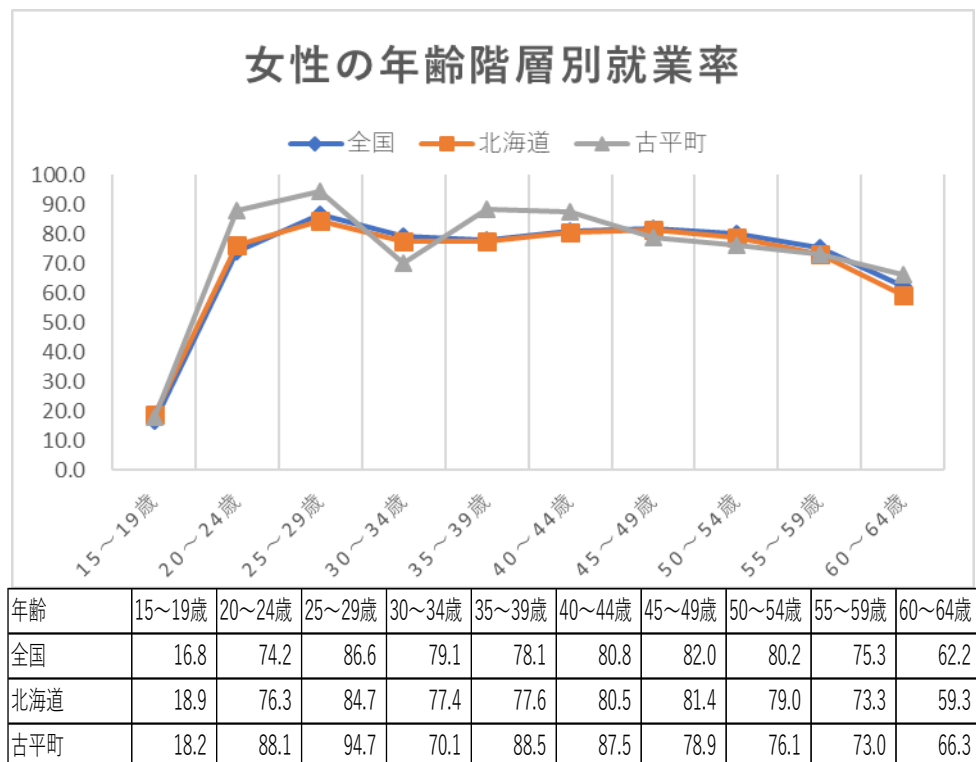


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(3) 女性の就業状況

国勢調査のデータから本町の女性の就業率をみると、44歳までは概ね全国・全道より高くなっていますが、45歳以降では、全国・全道より低くなっています。

■ 古平町女性の就業率と全国値等との比較（資料：令和2年国勢調査）



3 子育て環境

(1) 子どもの教育・保育環境

1) ふるびら幼児センターみらいの整備状況

「ふるびら幼児センターみらい」(以下「幼児センター」という。)は就学前の教育・保育を一体的に捉え、一貫して提供する認定こども園として、平成20年4月に開設されました。

■保育形態の内容(要件等)

利用区分	教育標準時間 (8:30～13:00)	保育標準時間 (7:30～18:00)	保育短時間 (7:30～15:30)
	従来の短時間保育 (幼稚園)	従来の長時間保育 (保育所)	
対象要件	保育を必要としない 3歳以上である児童 (1号認定)	満6ヶ月から小学校入学前の保育を必要とする児童 (2号認定:3歳以上／3号認定:満3歳未満)	
定 員	30 人	51 人	
利用希望	教育を希望	保育の必要な事由に該当し、保育を希望	
対象世帯	特別な要件なし	共働き世帯など	
休 園 日	日曜、祝日、年末年始		

2) 短時間型保育の状況(教育標準時間)

平成20年4月から幼稚園機能は、幼児センターの短時間型保育として実施されています。

■園児数の推移

(単位:人)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
3 歳 児	0	0	1	2	1
4 歳 児	2	2	6	4	2
5 歳 児	3	2	2	5	0
合 計	5	4	9	11	3

(各年度5月現在)



3) 長時間型保育の状況（保育標準時間・保育短時間）

長時間型保育の児童数の推移は次の表のとおりです。令和6年で定員51人に対して25人が入所しており、これは令和6年4月1日現在の就学前人口43人の46.7%に当たります。

■ 保育所の入所数等の推移（各年4月1日現在）（単位：人）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
定 員 数	50	50	50	51	51
入 所 児 童 数	49	43	42	32	25
産休明け～6か月	0	0	0	0	0
0 歳 児	2	0	2	0	0
1 歳 児	4	4	2	6	4
2 歳 児	10	5	6	2	6
3 歳 児	11	13	6	5	3
4 歳 児	10	12	14	5	4
5 歳 児	12	9	12	14	8
入 所 率（％）	62.8	70.5	68.3	63.2	46.7
保育士数(うちパート)	13(3)	11(3)	11(3)	11(3)	10(4)

4) 就学前児童の教育・保育の状況

令和6年度の就学前児童の教育・保育状況を年齢別に見ると、次の図のようになります。

1歳児の50%、2歳児の100%、3歳児の50%が長時間保育を利用しています。

4歳児では、57%が長時間保育、17%が短時間保育を利用しています。

5歳児では、88%が長時間保育を利用しています。

■ 年齢別保育状況

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
長時間	0%	50%	100%	50%	57%	88%
短時間	—	—	—	17%	29%	12%
家庭	100%	50%	0%	33%	14%	0%

※短時間保育は3歳以上対象

5) 一時預かり事業（一時保育）

緊急かつ一時的に保育が必要と認められる場合（保護者の短時間勤務、断続的労働、傷病・災害・事故、冠婚葬祭、心理的または肉体的負担の解消など）に、長時間型に入園していない子どもや幼児センターに入園していない子どもを保育します。

対象は町内在住の満3歳以上の子どもで、定員は2人/日です。

■利用の状況

（単位：人、日）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用児童数	3	6	6	5	2
利用日数	91	109	47	55	13

6) 子育て支援センター事業

古平町子育て支援センターは、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安などについての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。

子育て支援センターは、幼児センターに併設されています。

本事業の対象者は、町内に居住する就学前の児童を養育する保護者や出産予定者などです。

利用状況は次の表のとおりです。

■登録者数の状況（令和6年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	新生児	0歳	1歳	2歳	3歳	合計
対象児童数	0	4	2	2	0	8
登録児童数	0	3	2	2	0	7
登録率（％）	—	75.0	100	100	—	87

■利用延人数

（単位：人）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児 童	691	433	433	214	127
その他	171	37	2	3	0
保護者	501	297	297	174	90
合 計	1,363	767	732	391	217



(2) 児童生徒の状況

本町には、小学校、中学校が各1校ずつあります。

■学校数、児童生徒数等の推移

(各年5月1日現在)

区 分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
小 学 校	学校数	1	1	1	1	1	1
	学級数	6	6	6	6	6	6
	特別支援学級	2	2	3	3	3	3
	児童数	107	100	88	81	77	82
	教員数	16	17	17	17	17	17
中 学 校	学校数	1	1	1	1	1	1
	学級数	3	3	3	3	3	3
	特別支援学級	1	2	2	2	2	1
	児童数	45	46	47	50	53	44
	教員数	11	11	14	14	13	12

(3) 子育て支援サービス

1) 放課後児童クラブ（第三の居場所）

保護者が仕事などのために、放課後家庭にいない小学校の児童を預かり、適切な遊びと生活の場を与える事業です。

本町では、民間事業者により平成16年度から、1か所で実施していましたが、令和6年1月31日をもって閉所しました。2月1日からは町直営の「こどもホーム」として開所しております。

利用状況は、次の表のとおりです。

■放課後児童クラブ（一期倶楽部）の状況（R6はこどもホーム）

(各年4月1日現在)

区 分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
児童クラブ数	1	1	1	1	1	1
総児童数	107	100	88	81	77	82
在籍者数	22	22	22	20	24	28
在籍割合(%)	20.6	22.0	25.0	24.7	31.2	34.1



2) 青少年団体等の状況

青少年団体等の状況は、次の表のとおりです。

■ 青少年団体等の状況



区 分	各 種 団 体					
	スポーツ少年団		海洋少年団		PTA (小学校・中学校)	
	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数
令和 2 年度	3	37	0	0	2	135
令和 3 年度	3	35	0	0	2	135
令和 4 年度	3	22	0	0	2	125
令和 5 年度	3	22	0	0	2	116
令和 6 年度	3	29	0	0	2	116

3) 民生児童委員の活動状況

民生児童委員の活動状況は、次の表のとおりです。

■ 民生児童委員の活動状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
民生委員児童委員数	17	17	17	17	17
主任児童委員数	2	2	2	2	2
相談指導件数 (児童に係わるもの)	0	0	0	0	0

4) 公園の整備状況



■ 公園の整備状況

公園名	所在地	遊具	砂場	ベンチ	水のみ 場	トイレ
まるやま公園	丸山町 92 番地	○	×	○	○	×
みどり公 園	本町 1 番地	○	×	○	○	×
きよおか公園	浜町 379 番地	○	×	○	○	×
あけぼの公園	浜町 180 番地 1	○	×	○	○	×
中 島 公 園	浜町 1714 番地	○	×	○	○	×
さかえ公 園	浜町 902 番地 1	○	×	×	○	×
さわえ公 園	沢江町 649 番地	○	×	×	×	×
冷 水 公 園	浜町 417 番地 24	○	×	○	×	×
ふるびら 150 年遊具広場	浜町 40 番地 4	○	×	○	×	×
めいわ公 園	浜町カモイギ 1099 番地 54	○	×	×	×	×
みなと公 園	港町 439 番地 1	○	×	○	○	×

5) 子どもと親のための社会資源・地域組織活動

■子ども・子育てのための社会資源や地域組織活動

	施設及び団体等	活動内容	担当課等
施設	子育て支援センター (幼児センター併設)	● 遊びの場の提供(みんなの広場・行事の広場) ● 親同士の情報交換の場 ● 子育て相談事業 ● 情報の提供 ● 子育てサークル育成・支援事業 ● 講演会の開催 ● 本の貸し出し・本の読みきかせ	子育て支援センター
	古平すくすくセンター (古平町役場保健福祉課)	● 妊娠中の各種相談支援 ● 子どもの食事・発育に関する相談支援	保健福祉課
	幼児センター (認定こども園)	● 通常保育サービス ● 幼児教育	ふるびら幼児センターみらい
	北後志母子通園センター (余市)	● 早期療育事業 ● 母子に対する療育支援	保健福祉課
人材	民生委員・児童委員 (主任児童委員)活動	● 子どもをめぐる様々な問題についての相談活動 ● 行政機関とのパイプ役 ● 地域のネットワークづくり	町民課
	食生活の会	● 食生活を通じ健康づくり及び生活習慣病予防のための活動	保健福祉課
団体	こどもホーム	● 放課後児童クラブ	町民課
	社会福祉協議会	● 障害者の活動支援 ● ひとり親家庭活動の支援 ● 心配ごと相談 ● ボランティアセンター機能	保健福祉課
	NPO法人ごめっこクラブ (療育中の子どもと保護者及び支援者の会)	● 発達障害についての知識の習得 ● 療育環境の向上の推進に向けた活動 ● 会員相互の情報交換及び交流	保健福祉課
	老人クラブ	● 健康づくり ● スポーツ・趣味・文化などのサークル活動 ● 伝承活動・世代交流等	保健福祉課
	交通安全指導員会	● 交通安全週間の街頭指導	町民課
	少年少女わんぱく王国	● 自然探索・創作活動・キャンプ体験 ● 会員相互の親睦と交流	教育委員会
	B & G 古平海洋クラブ	● 海洋性スポーツ活動等を通して心と体を鍛える ● 会員相互の親睦	教育委員会

(4) 子ども・子育てをめぐる問題の動向

1) 児童虐待相談取り扱い件数

全国的に児童虐待の相談件数は増加傾向にありますが、石狩後志管内については、令和元年度をピークに減少傾向にあります。

■児童虐待の相談件数

(単位：件)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	石狩・後志	石狩・後志	石狩・後志	石狩・後志	石狩・後志
身体的虐待	107	170	160	128	94
ネグレクト	53	28	66	71	54
性的虐待	11	6	5	1	7
心理的虐待	393	539	381	366	415
合 計	564	743	612	566	570

資料：北海道中央児童相談所



資料：北海道保健福祉部「令和4年度道立児童相談所における児童虐待に関する相談対応状況」

2) いじめ・不登校・少年非行等の状況

本町のいじめ、不登校等の件数は、以下の表のとおりです。

■いじめ・不登校・の件数

(単位：件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いじめ件数	0	0	0	0	0
不登校件数	0	0	0	1	4

資料：教育委員会

(5) 母子保健事業

母子保健事業の実施状況は以下のとおりです。

1) 定期健康診査の受診状況

■ 定期健康診査の受診状況

区 分		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
乳児健診	対象者数	20	12	12	10	10
	受診者数	20	12	12	10	10
	受 診 率	100	100	100	100	100
1 歳 6 か月健診	対象者数	12	7	4	7	6
	受診者数	10	7	3	6	6
	受 診 率	83.3	100	75.0	85.7	100
3 歳児健診	対象者数	15	21	9	8	5
	受診者数	13	17	7	8	4
	受 診 率	86.6	80.9	77.7	100	80.0

■ 乳幼児歯科健康診査の受診状況

区 分		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1 歳 6 か月	受診者数(人)	10	7	3	6	6
	う歯あり(人)	0	1	0	0	0
	罹患率(%)	0	14.2	0	0	0
3 歳児	受診者数(人)	13	17	7	8	4
	う歯あり(人)	3	5	1	1	0
	罹患率(%)	23.0	29.4	14.2	12.5	0



2) 母子健康相談等の状況

■訪問相談等の実施状況

区 分		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
母子健康手帳交付	交付件数	9	6	5	4	10
妊産婦訪問指導	訪問件数	18	10	14	8	20
乳幼児訪問指導	訪問件数	10	3	9	7	16

■相談・指導等の実施状況

区 分		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
マタニティ教室 (両親教室)	開催回数	3	5	3	1	0
	延参加人数	1	1	1	1	0
乳幼児健康相談	開催回数	4	4	4	4	4
	延参加人数	21	17	10	8	13
乳幼児栄養相談 (すくすく教室)	開催回数	4	5	1	0	3
	延参加人数	19	15	0	0	2

■乳幼児医療費の支給状況

区 分	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受給者証交付件数	192	178	160	148	129
医療費支給件数	1,856	1,117	995	910	1,032
支給額(千円)	3,773	2,210	1,721	1,842	1,943
1件当たり平均額	2,033	1,978	1,730	2,024	1,883



4 アンケート調査からの課題

アンケート調査から次のような課題がみられました。

アンケート結果

- ほとんどの家庭が日常的にあるいは緊急時に祖父母等の親族にみてもらえる。しかし、頼れる親族等がない回答もある。
- 就学前児童の保護者の就労形態をみると、全体の50.0%が両親ともにフルタイム、45.5%がパートアルバイト。
- 子育て支援として最も求められているのは第1.2期計画と同様、子どもが安心して遊べる公園などの整備
- 遊び場については、就学前と小学生で、雨や雪の日に遊べる場所が少ないと遊具などの設備が充実していないとの回答が多く見られる。
- 充実を望む子育て支援では、安心して遊べる公園などの整備という回答が多い。
- 小学校就業後の過ごし方については、自宅とこどもホームという回答が最も多かった。
- 小学生保護者の子どもの育ちをめぐる環境について気になることは、子どもの教育（塾や習い事も含む）と子どもの友達つき合い（いじめ等を含む）に関することについての回答が最も多かった。



今後の方策

- 頼れる方がいない方への支援の取組が必要。
- 公園は新たに整備されたため、今後は雪や雨の日の課題解決を図る必要がある。
- 子どもの安心・安全を確保するためには、地域住民の協力が必要。
- 塾や習い事を充実させる必要がある。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは、社会の希望であり、古平町の未来をつくる力となります。子供の健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域社会にとって重要な課題です。

古平町では、第一期及び第二期子ども・子育て支援事業計画において、基本理念を「ハートふるびら みんなで育てる子どもたち」と掲げ、家庭と地域が一体となって、地域の子どもたちに関心を持ち、心のふれあいを大切にした地域活動や地域行事を推進してきました。

子育てとは本来、保護者が第一主義的な責任のもと、限らない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、子どもが成長する姿に感動して、保護者自身も成長するという喜びや生きがいをもたらすものです。

したがって、子育て支援とは、保護者に代わって子育てするのではなく、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、地域で子育て通して喜びや幸せを得られるような環境をつくっていくことであると考えます。

また、令和5年4月には「こども基本法」が施行され、令和5年12月には、こども基本法に基づく、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

このような中で、本町においては、引き続きすべての家庭が安心して子育てができるよう、本計画においても、基本理念については第二期計画を継承するものとなります。

— 基本理念 —

ハートふるびら みんなで育てる子どもたち

2 基本的視点

今後も、次のような基本的視点の下、施策を進めていきます。

(1) 子どもの視点

すべての子どもたちの尊厳が確保され、健やかに育つために、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように、子どもの視点から支援していきます。

すべての子どもが この町で生まれ育つことに親しみを感じる まちづくり

(2) 親の視点

すべての子育て家庭や子どもを生み育てたい人が、安心して子どもを生み育てられるように妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行います。

すべての親が 子育てに喜びを感じられる まちづくり

(3) 社会全体による支援の視点

子育ては、子どものいる家庭だけではなく、家庭、学校、認定こども園、地域等が一体となって取り組むことが重要であり「みんなで子どもを見守る・育てる」という地域のなかでの雰囲気づくり・体制づくりを強化します。

すべての住民が 地域ぐるみで子どもたちを育む環境づくり



3 基本目標

本計画の基本理念の実現を目指し、次の5つの基本目標の下、施策の展開を図ります。

(1) 地域における子育て支援

- 地域で活動する諸団体と協力して、それぞれ活動しやすい環境づくりを進めます。
- 子どもが楽しく、安心して暮らすことができる生活環境を創出します。
- 保育ニーズに対応した保育サービスを提供します。

(2) 母親と子どもの健康の確保及び増進

- 母親と幼児の健康支援と疾病の早期発見・早期治療に向けて、妊娠時からの母子保健事業の充実を図ります。
- 医療費助成の継続をしていきます。

(3) 子どもの健やかな成長を育む教育環境の整備

- 子ども同士や親子にふれあう機会を提供するとともに、生きる力を育む教育を実践するため、地域と連携した教育環境の向上を図ります。
- 開かれた学校づくりと地域の特色を生かした教育の実践に向けて、学校と地域との連携を一層強化します。

(4) 子ども等の安全の確保

- 交通安全指導や防犯指導を継続し、内容の拡充を図ります。

(5) 支援を必要とする児童等への取組の推進

- 子どもの人権に対する意識の啓発を図り、良好な児童育成環境の創出と児童虐待防止対策を推進します。
- 障がい児(者)のいる世帯のニーズに即した適切な福祉サービスを提供します。

第4章 事業計画

1 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て支援給付

- 「子どものための教育・保育給付」に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用については、保育の必要性の認定を受ける必要があり、認定区分に基づいて給付が行われます。また、「子育てのための施設等利用給付」については、無償化になるための認定区分に基づいて給付が行われます。

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

- 市町村が独自に実施する各種事業が対象となる「地域子ども・子育て支援事業」で構成され、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行います。

《子ども・子育て支援新制度の概要》

子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付	
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付	
施設等利用費	認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て支援事業
①利用者支援事業
②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
③妊産婦健康診査事業
④乳児家庭全戸訪問事業
⑤養育支援訪問事業
⑥子育て短期支援事業

- ⑦ファミリーサポートセンター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨時間外保育事業（延長保育事業）
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業（学童保育）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑭子育て世帯訪問支援事業
- ⑮児童育成支援拠点事業
- ⑯親子関係形成支援事業
- ⑰妊婦等包括相談支援事業
- ⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑲産後ケア事業

(1) 子どものための教育・保育給付について

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

【認定区分】

認定区分	年 齢	保育の必要性	利用先
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園 認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所 認定こども園 地域型保育

【無償化の対象となるための認定区分】

認定区分	支給要件	利用先
新1号認定	○保育を必要としない満3歳以上の幼児	幼稚園 特別支援学校等
新2号認定	○保育を必要とする満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した幼児	・認定こども園、幼稚園(満3歳入園児は新3号、3歳児クラスからは新2号)
新3号認定	○保育を必要とする満3歳未満の乳幼児のうち、市町村民税非課税世帯の幼児	・認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、教育・保育提供区域を設定します。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定めることとされていますが、本町では各事業の実施状況も踏まえ、全町1区域と設定します。

3 教育・保育の量の見込みと提供体制

ニーズ調査等により把握した各事業の需要に基づき、本計画の目標年度である令和11年度までに達成すべき主要事業の目標事業量を、次のように設定します。

(1) 推計人口

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	6	6	6	6	7
1歳	5	7	7	7	7
2歳	6	5	7	7	7
3歳	10	8	8	11	11
4歳	5	14	11	10	15
5歳	8	5	14	11	10
小計	40	45	53	52	57
6歳	9	8	5	14	11
7歳	20	9	8	5	14
8歳	13	22	10	9	5
9歳	12	13	22	10	9
10歳	15	13	14	24	10
11歳	12	15	13	14	24
小計	81	80	72	76	73
合計	121	125	125	128	130
0歳(再掲)	6	6	6	6	7
1～2歳(再掲)	11	12	14	14	14
3歳(再掲)	10	8	8	11	11
4～5歳(再掲)	13	19	25	21	25
3～5歳(再掲)	23	27	33	32	36
低学年(再掲)	41	39	23	28	30
高学年(再掲)	39	41	49	48	43

1) 保育の状況（認定こども園）

① 実績（単位：人）

区 分		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
定 員 数		50	50	50	50	51	51
内 訳	入 所 児 童 数	47	49	43	42	32	24
	産休明け～6か月	0	0	0	0	0	0
	0 歳 児	1	2	0	2	0	0
	1 歳 児	9	4	4	2	6	3
	2 歳 児	7	10	5	6	2	6
	3 歳 児	9	11	13	6	5	3
	4 歳 児	11	10	12	14	5	4
	5 歳 児	10	12	9	12	14	8
入 所 率（％）		51.6	53.8	56.6	58.3	47.8	40.0
保育士数(うちパート)		9(4)	13(3)	11(3)	11(3)	11(3)	10(4)

② 量の見込み（単位：人）

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1号(認定こども園及び幼稚園)	5	6	7	7	8
	2号(認定こども園及び保育所/3歳以上)	16	19	24	23	26
	3号(0歳)	3	3	3	3	4
	3号(1歳)	3	5	5	5	5
	3号(2歳)	4	3	5	5	5
確保策	1号(認定こども園及び幼稚園)	30	30	30	30	30
	2号(認定こども園及び保育所/3歳以上)	36	36	36	36	36
	3号(0歳)	3	3	3	3	3
	3号(1歳)	6	6	6	6	6
	3号(2歳)	6	6	6	6	6

確保策

町内の認定こども園における利用定員で、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

情報の提供、助言その他の援助を行う事業

① 実績

区 分		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者支援事業(か所)	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1

② 量の見込み

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用者支援事業(こども家庭センター型)	1	1	1	1	1

確保策

児童と保護者に対し、個々の家庭に即した適切なサービスが利用できるよう、利用者支援事業に関わる相談、助言等を行う支援員を配置します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③ 実績

区 分		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
子育て支援センター	開 設 日 数	222	211	150	216	237
	延利用人数	1,363	767	732	391	217

④ 量の見込み

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	実利用人数	34	36	40	40	42
確保策	子育て支援センター	1	1	1	1	1

確保策

子育て支援センターは月曜日から金曜日まで週5日開所しています。
 今後は、利用する子どもの人数が減っていくことが予想されるため、運営方法を工夫しながら運営します。

(3) 妊産婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

① 実績

区 分		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
妊婦健診	実人数	13	7	9	5	12
	件 数	89	50	61	45	66

② 量の見込み

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	受診者実人数	6	6	6	6	7
確保策	受診件数	84	84	84	84	98

確保策

これまでも1人1人の妊婦に対してきめ細かな対応を続けており、今後も現状は維持します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

① 実績

区 分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
新生児訪問指導	訪問件数	10	3	9	7	16

② 量の見込み

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	対象者数	6	6	6	6	7
確保策	保健師数	1	1	1	1	1

確保策

最低でも1件に対し1回の訪問を実施しているが、今後も現状を維持し、さらに必要な状況が生じた場合には随時対応していきます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

① 実績

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
児童虐待等 相談対応	訪問家庭数	0	0	0	0	0
	訪問延件数	0	0	0	0	0

② 量の見込み

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	訪問家庭数	0	0	0	0	0
確保策	実施の有無	0	0	0	0	0

確保策

古平町においては、これまで児童虐待の件数はありませんが、万が一発生した場合には要保護児童対策協議会と連携を取りながら、速やかに対処します。

また、現在は乳児家庭全戸訪問事業により、保健師の対応で未然に防いでいる場合も考えられます。今後は、保健師だけの対応ではなく、児童虐待を予防する意味からも、関係機関及び関係課により要支援児等対策部会を定期的を開催し、情報共有を図ります。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

① 実績

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ショートステイ 利用者	実人数	0	0	0	0	0
	延利用日数	0	0	0	0	0

② 量の見込み

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	実人数	0	0	0	0	0
確保策	施設	1	1	1	1	1

確保策

町内には対象施設はありませんが、仁木町の「櫻ヶ丘学園」とショートステイの委託契約を結んでいます。

利用希望があった場合には、児童養護施設又は里親と連携を取りながら対応します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

① 実績

区 分		令和 2年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
事業利用者	実人数	0	0	0	0	0
	延利用日数	0	0	0	0	0

② 量の見込み

区分	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人日	135	152	179	175	192
確保策		—	—	—	—	—

確保策

古平町においては本事業は実施しておりません。

(8) 一時預かり事業

認定こども園などにおいて通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請などに応じて、一時的に預かる事業

① 実績

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用者	実人数	3	6	6	5	2
	延利用日数	91	109	47	55	13

② 量の見込み

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	幼稚園型	0	0	0	0	0
	2号認定	0	0	0	0	0
	幼稚園型以外	327	368	433	425	466
確保策	認定こども園	1	1	1	1	1

確保策

幼児教育・保育の無償化 と幼児の人口減少によりニーズはあるものの利用は少なくなっております。令和6年度は希望者がいなかったため実施しておりません。

今後も、現状で対応していく予定です。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

① 実績（単位：人）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
認定こども園	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

② 量の見込み（単位：人）

年度		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		7	8	10	9	10
確保策	認定こども園	—	—	—	—	—

確保策

古平町においては実施していない事業です。

実際の利用者を考えた場合には、町内事業所の雇用形態等を勘案しても、ごく僅かとなることが予想されますが、事業実施には保育士数が不足します。保育士の確保には毎年困難を極めておりますが、安定した事業の提供を実施するために、人材の確保に努め、事業実施を目指します。

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

① 実績

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延利用者数	0	0	0	0	0

② 量の見込み

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	135	152	179	175	192
確保策	—	—	—	—	—

確保策

古平町においては実施していない事業ですが、アンケート調査からニーズが高いことがわかりました。

事業実施に当たっては高度な専門的知識を持つ職員の確保、病状の線引き、容体急変時の対応等、解消が困難な問題が山積していると思われます。

本町での事業実施は不可能と考えます。

(11) 放課後児童健全育成事業（こどもホーム）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。古平町では令和6年1月までは、民間の「一期倶楽部」が放課後児童クラブを運営しており、2月からは町営の「こどもホーム」に全面移行

① 実績

区 分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
児童クラブ数	1	1	1	1	1	1
対象児童数(A)	107	100	88	81	77	82
登録者数(B)	22	22	22	20	24	28
登録割合(%) (B)/(A)	20.6	22.0	25.0	24.7	31.2	34.1

② 量の見込み

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	利用者数	21	20	12	14	15
1年生		7	7	4	5	7
2年生		6	7	4	5	5
3年生		3	4	4	4	3
4年生		2	2	0	0	0
5年生		1	1	0	0	0
6年生		2	1	0	0	0
確保方策		25	25	25	25	25

確保策

児童の人数が減少傾向にあるため、町に整備されているこどもホームで量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

確保策

令和元年 10 月 1 日からの保育料の無償化により、3 歳～5 歳児までの給食費を徴収しています（0～2 歳児は、保育料に含む）が、補足給付は実施していません。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

確保策

本町のような小規模町村では民間事業者の新規参入は考えにくいと思われます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

本計画においては、量の見込みは設定せず、支援を必要とする世帯があった場合には、相談に応じるとともに必要な機関へつなげることにします。

(15) 児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

本計画においては、量の見込みは設定せず、支援を必要とする世帯があった場合には、相談に応じるとともに必要な機関へつなげるものとします。

(16) 親子関係形成支援事業（新規）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に相談・共有し、情報交換ができる場を設ける等必要な支援を行います。

本計画においては、量の見込みは設定せず、支援を必要とする世帯があった場合には、相談に応じるとともに必要な機関へつなげるものとします。

(17) 妊婦等包括相談支援事業（新規）

妊娠期から出産・子育て期まで、面談等を通じて出産・育児等の相談やそれぞれに応じた情報提供を行い、必要な支援につなげます。

量の見込み

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	妊娠届出数	6	6	6	6	7
	1組当たり面談回数	4	4	4	4	4
	面談合計回数	24	24	24	24	28

確保策

妊産婦等に対して面談等を実施し、妊娠期から育児期まで継続した事業を実施します。

(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(新規)

保育園などの従来の利用要件を緩和し、親が就労していない場合でも保育園などに時間単位でこどもを預けられるようにする制度です。

量の見込み

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	需要量の見込	6	6	6	6	7
	確保策	6	6	6	6	7
1歳児	需要量の見込	5	7	7	7	7
	確保策	5	7	7	7	7
2歳児	需要量の見込	6	5	7	7	7
	確保策	6	5	7	7	7

(19) 産後ケア事業(新規)

産後に家族等から十分な家事や育児などの支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある方に対して、身体的回復と心理的な安定を促進し、母子と家庭が健やかな育児ができるよう支援します。

量の見込み

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ利用人数	6	6	6	6	6
確保策	提供体制	12	12	12	12	12

第5章 計画推進のために

1 進行管理・評価

- この計画は、策定後、町民に速やかに公表します。
- 各年度の事業計画に基づく施策・事業の実施状況、教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況などやこれらの実績等について、毎年点検・評価します。
- 計画期間内の中間年を目安として、事業計画に基づく認定区分ごとの人数とのかい離が大きい場合は見直しを行います。

2 関係機関との連携

- 庁内関係課との連携を図ることはもちろんのこと、児童相談所、保健所、教育機関などとの緊密な連携を図ります。
- ひとり親家庭の自立支援、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策などについて、道が行う施策との連携を図ります。

資料編

1 子ども・子育て支援ニーズ調査

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

この調査は、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、計画を作成する際の資料とするために行いました。

2) 調査対象及び調査方法等

1)調査の構成	就学前児童をもつ保護者対象の調査(家庭単位) 小学生児童をもつ保護者対象の調査(家庭単位)
2)調 査 対 象	就学前児童及び小学生児童のいる全家庭
3)調 査 地 域	町内全域
4)配 付 数	就学前児童のいる家庭:31 票 小学生のいる家庭:61 票
5)調査基準日	令和6年4月1日
6)調 査 期 間	令和6年5月1日～令和6年5月31日
7)調 査 方 法	就学前:幼児センターでの配付・回収。その他は郵送による配付・回収 小学生:小学校での配付・回収

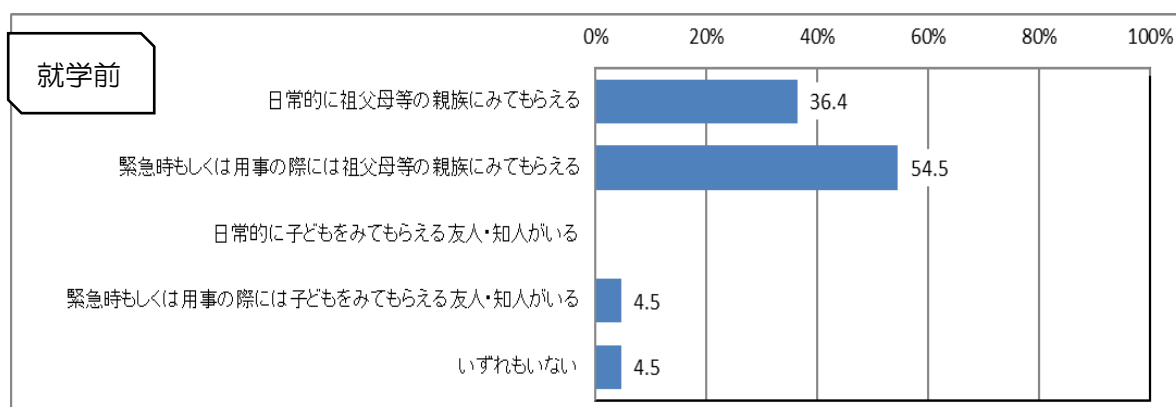
3) 回収結果

区 分	就学前児童の保護者	小学生の保護者
1) 配付数 A	31	61
2) 回収数	22	42
3) 有効回答数 B	22	42
4) 有効回収率 $B \div A \times 100$	71.0%	68.9%

(2) アンケート結果と課題

1) 親族等の支援

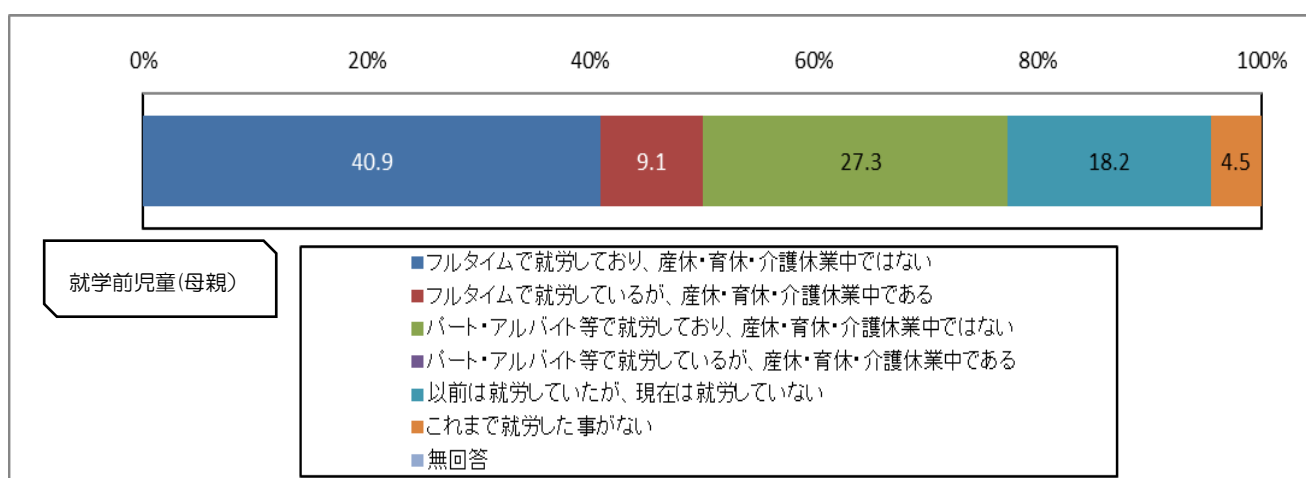
「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が54.5%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」36.4%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」「いずれもない」4.5%の順となっています。

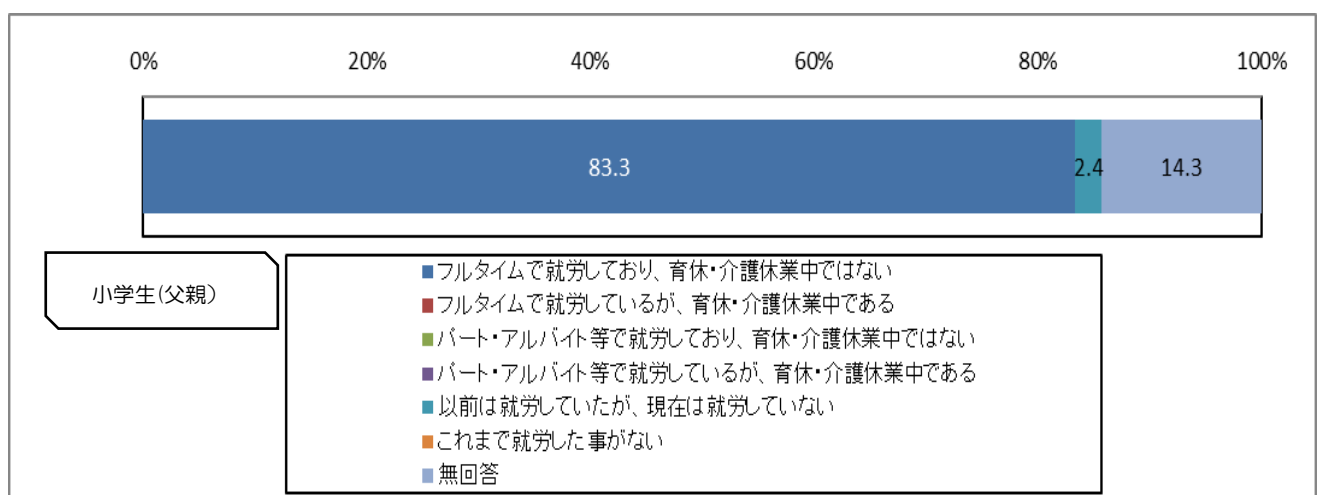
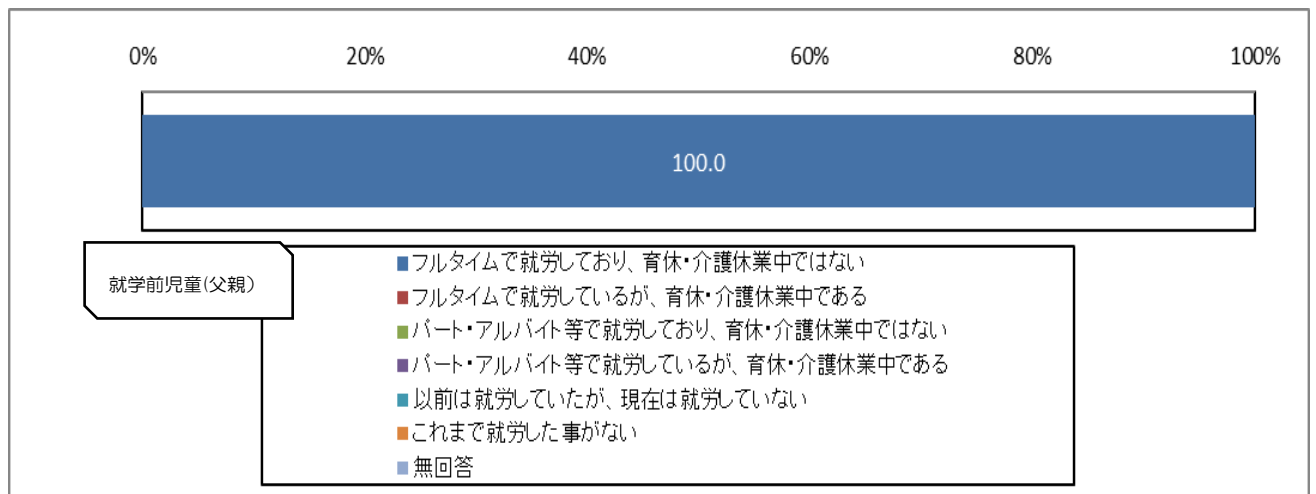
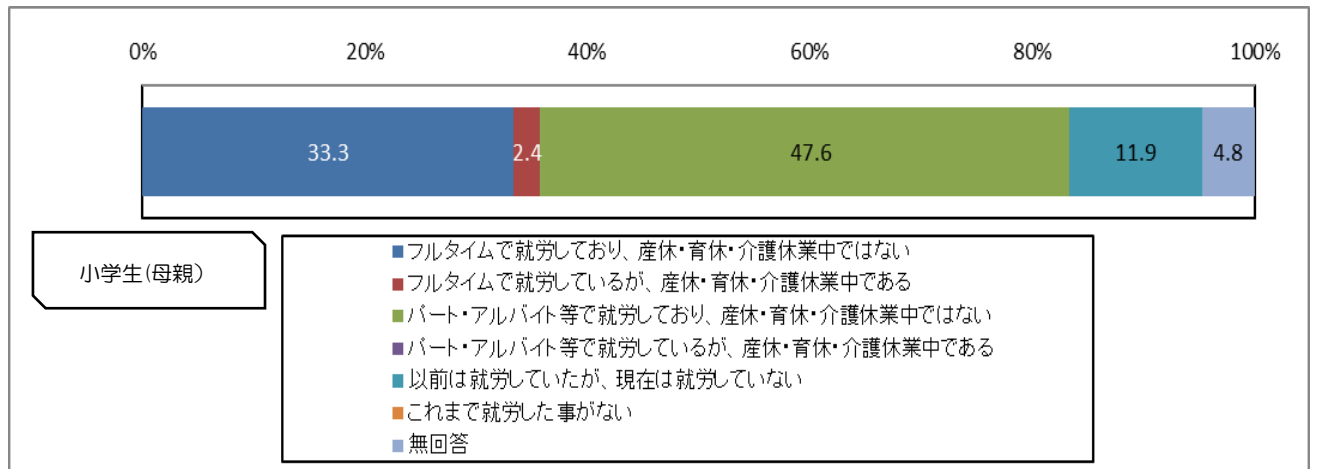


2) 保護者の働き方の状況

就学前児童の母親の就業状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が40.9%で最も多く、小学生母親の就業状況は「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が47.6%で最も高い。

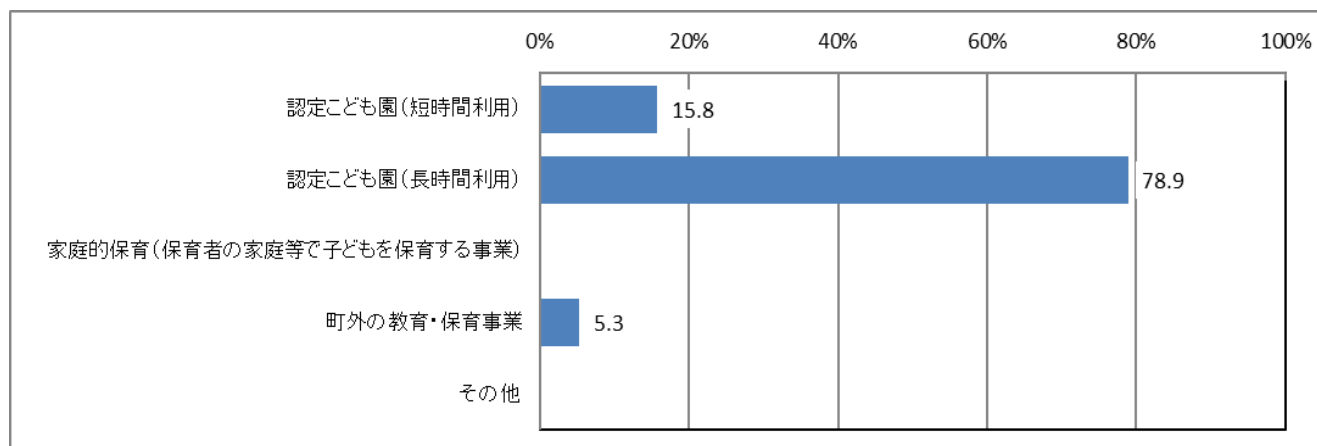
父親の就業状況は、就業前・小学生父親の両方で「フルタイムで就労しており、産休・介護休業中ではない」が最も多くなっています。





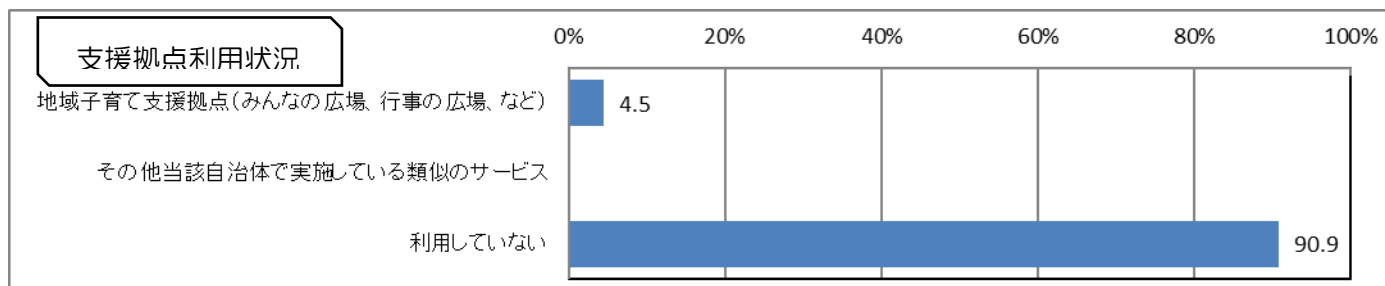
3) 教育・保育サービスの利用状況について

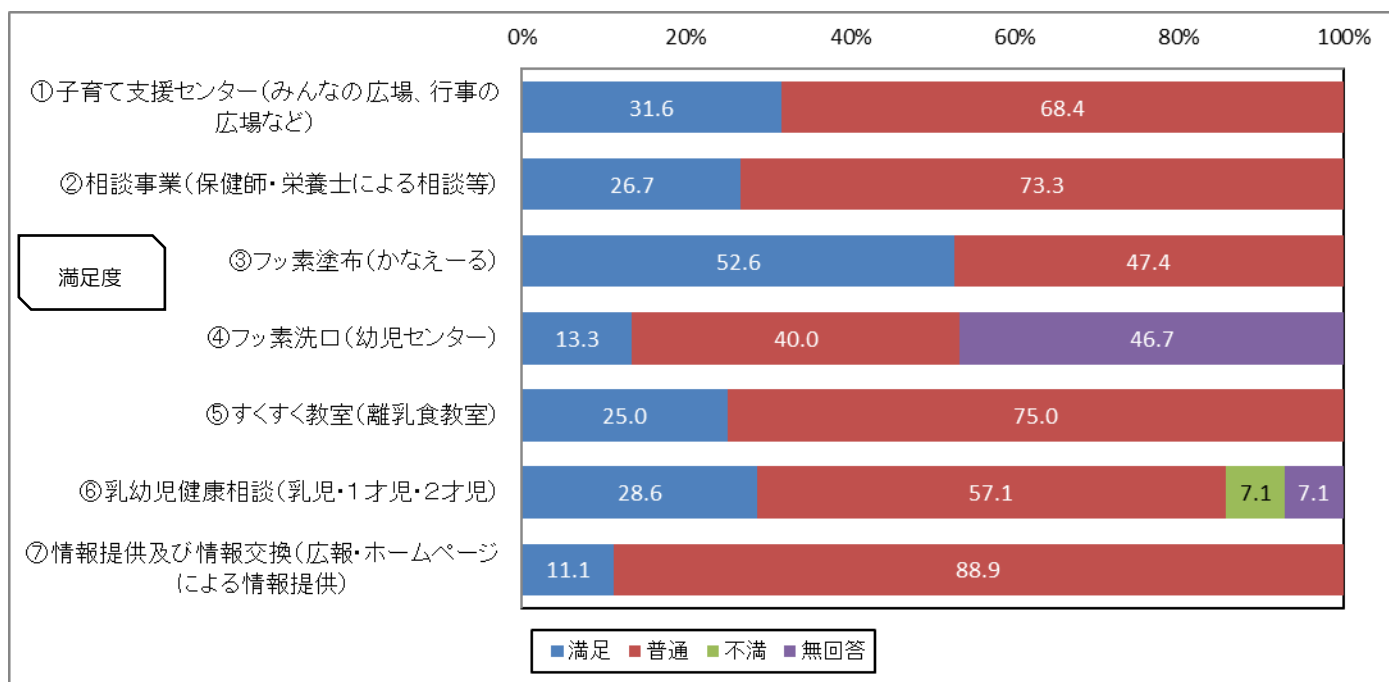
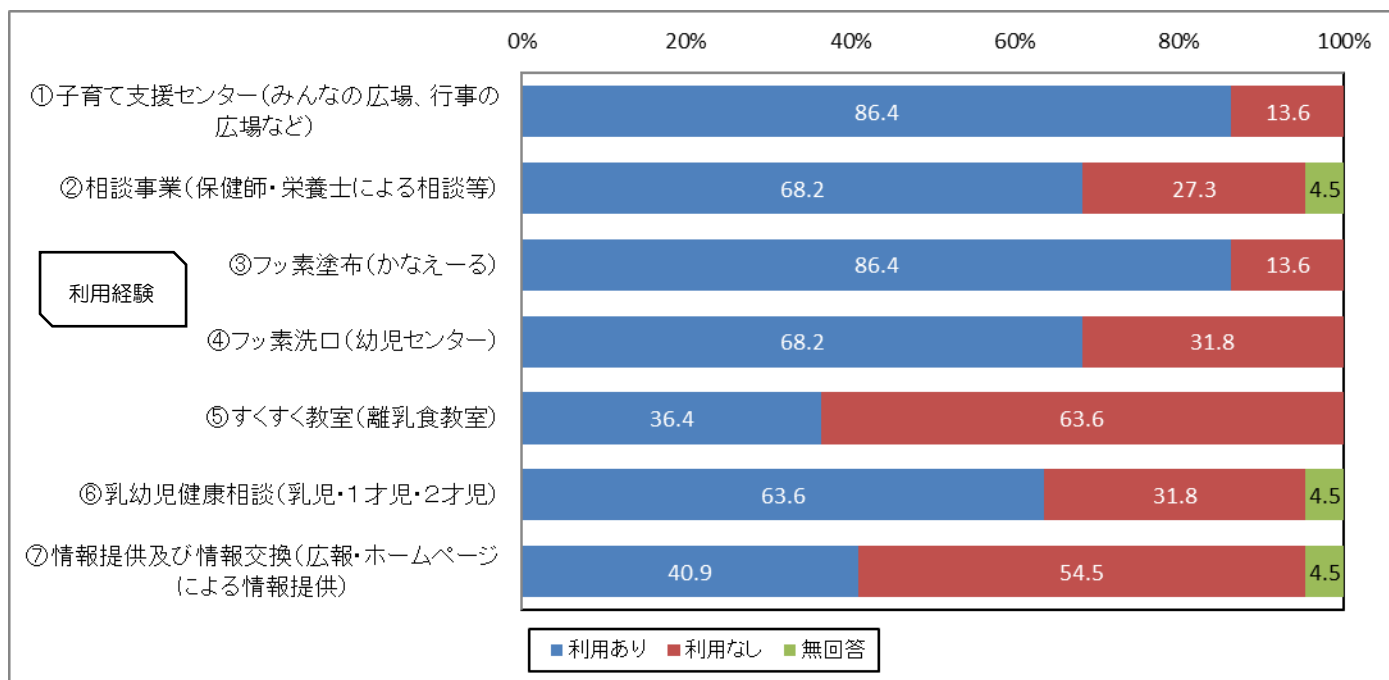
「認定こども園（長時間利用）」が78.9%で最も多く、次いで「認定こども園（短時間利用）」15.8%、「町外の教育・保育事業」5.3%の順となっています。



4) 子育て支援サービスの利用状況

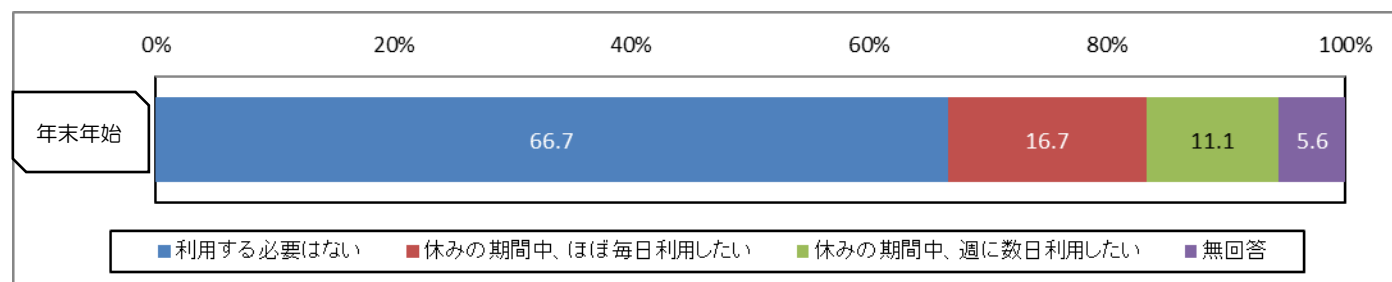
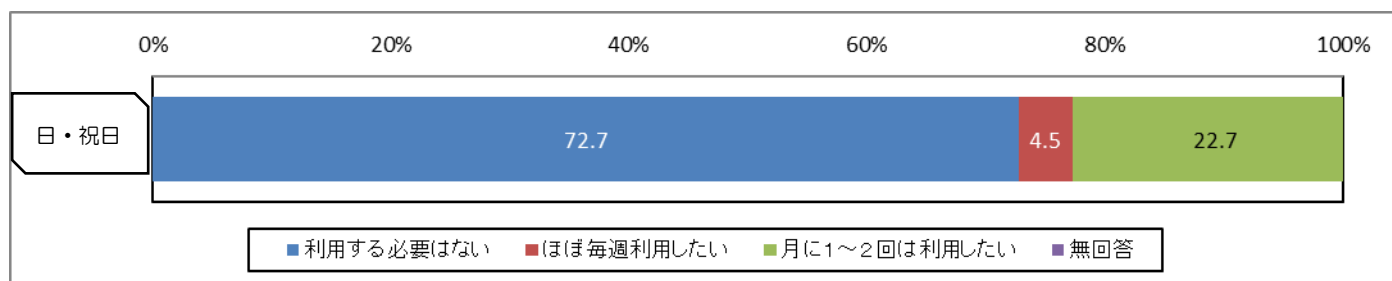
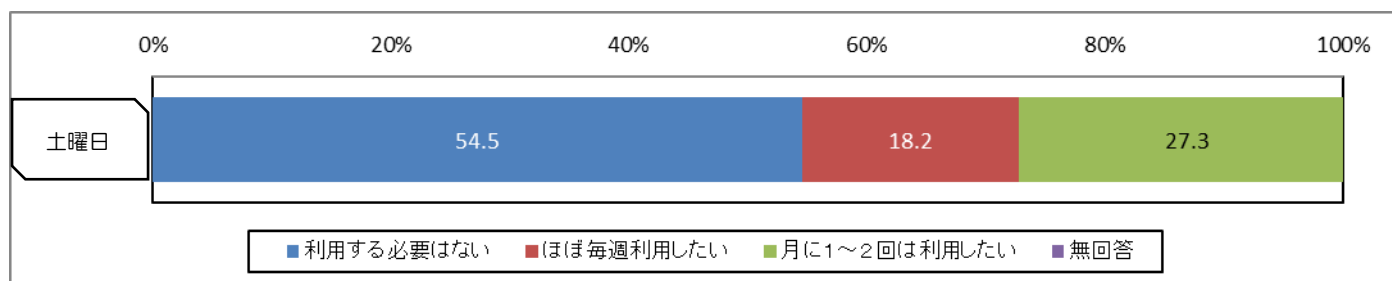
子育て支援拠点については、利用していない方が圧倒的に多くなっています。また、利用者の満足度については、ほとんどの項目で「普通」が一番多くなっています。





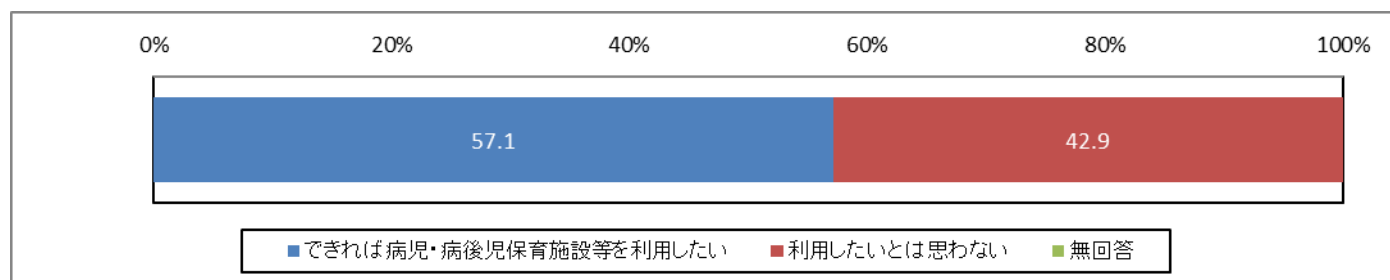
5) 休日や長期休暇中の「定期的」な保育サービス利用希望

休日についても3割以上の方が保育を望んでいる結果となっています。



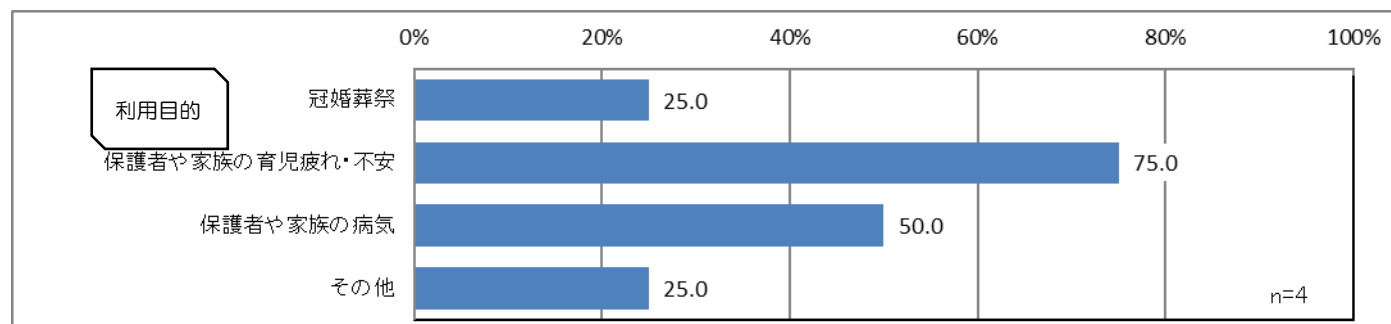
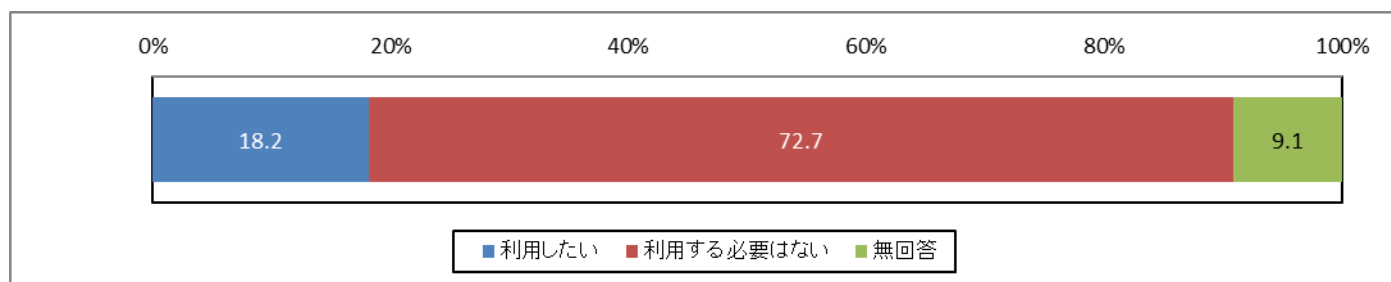
6) 病児・病後児保育施設等の利用希望

お子さんの病気やケガで通常の保育サービスをできない際に利用できる「病児・病後児保育施設等」について、約6割の方が利用したい意向を持っています。



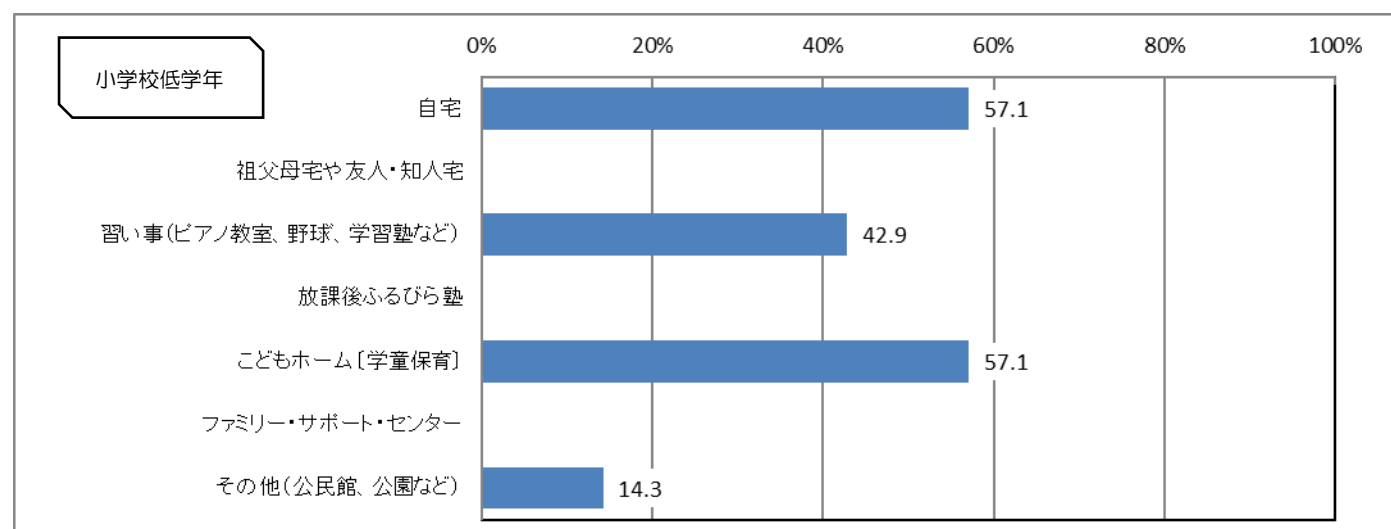
7) 宿泊を伴う一時預かり等の利用について

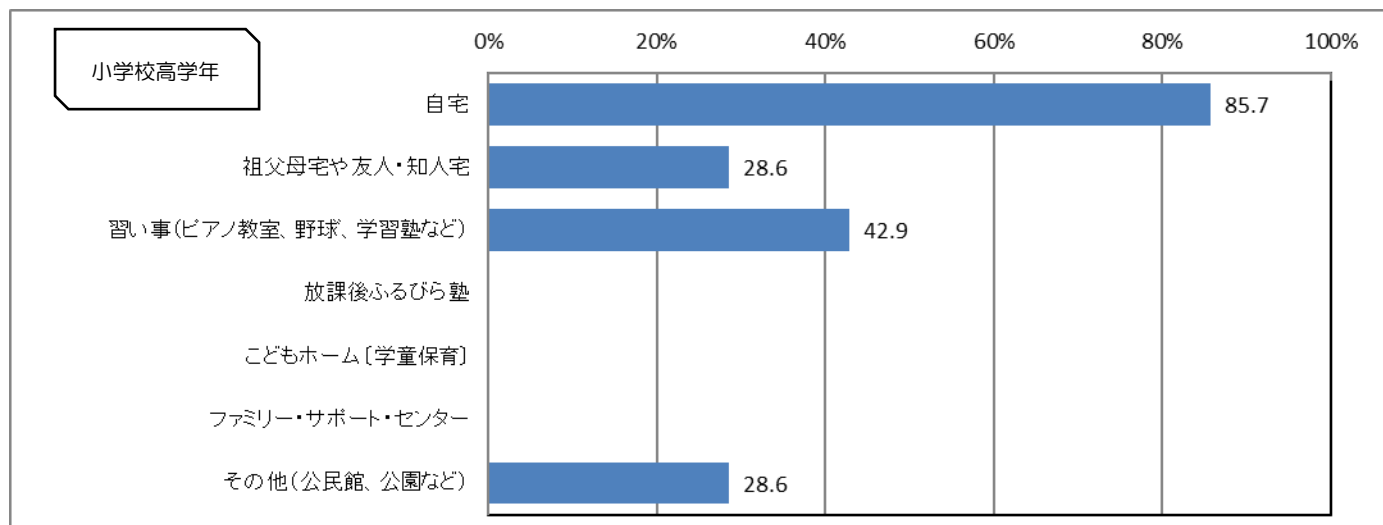
ショートステイを希望している方は18.2%で、その利用目的は、「保護者や家族の育児疲れ・不安」が最も多く、次いで、「保護者や家族の病気」が多くなっています。



8) 就学後の放課後の過ごし方

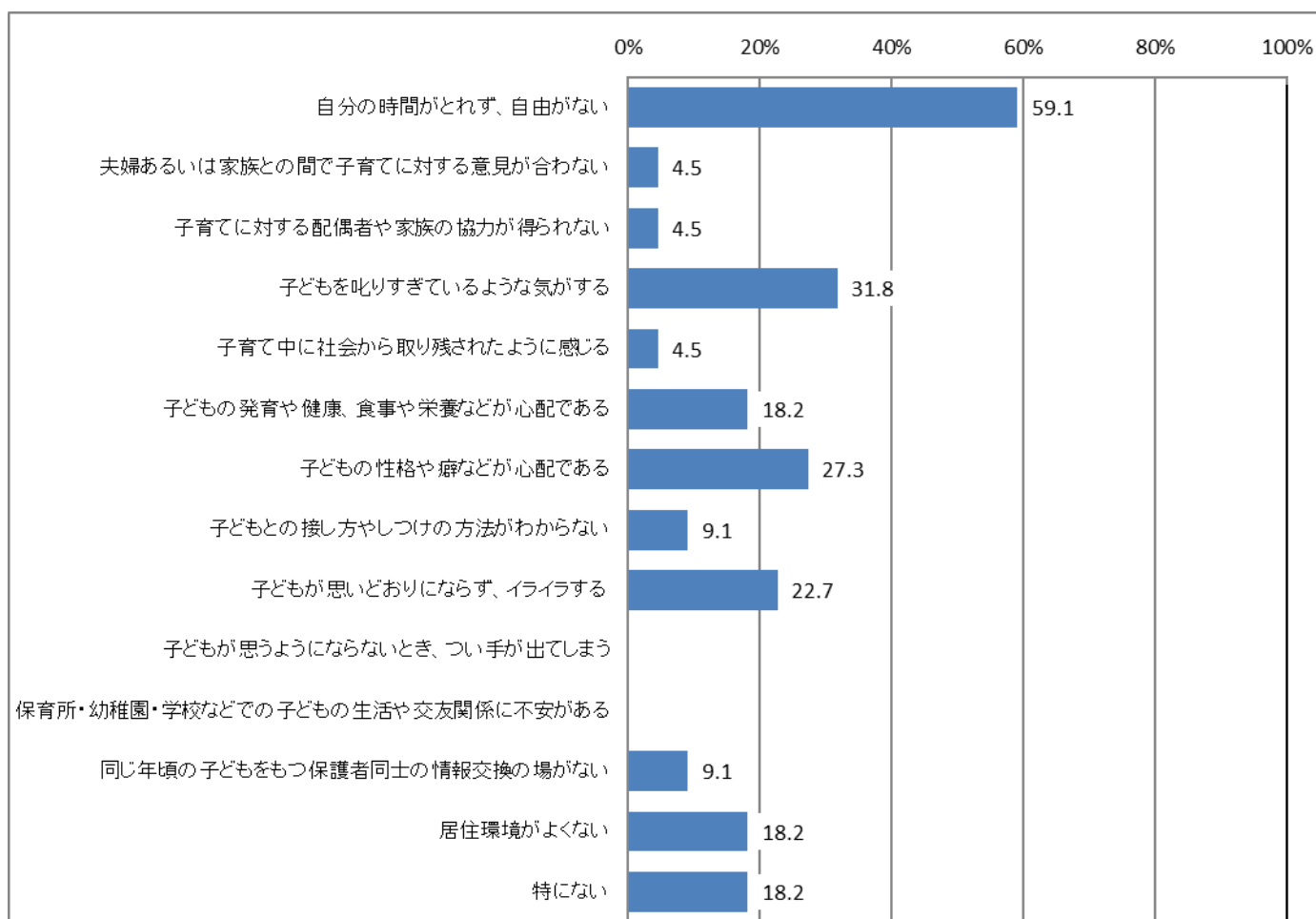
低学年では自宅とこどもホーム（学童保育）が最も多く、高学年では自宅が最も多くなっています。





9) 子育てに関する不安や悩みについて

子育てに関する不安や悩みについて、「自分の時間がとれず、自由がない」が最も高くなっており、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」、「子どもの性格や癖などが心配である」が上位回答となっています。



10) 古平町に対する要望

町に対する要望としては、「子どもが安心して遊べる公園などを整備してほしい」が最も多く、次いで「子育て世帯への経済的援助を拡充してほしい」、「親子が安心して楽しめる身近な場を整備してほしい」が上位回答となっています。

